



発行 東京都

目次

規則

○警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…一

告示

○情報通信の技術を利用する方法により行う手続等……………（戦略政策情報推進本部ICT推進部情報通信運用課）…二

○都市計画の変更（二件）……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…二

○都市計画事業の認可……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…三

○建設業法第二十九条の二による告示……………（都市整備局市街地建築部建設業課）…三

○都営住宅の廃止……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…四

○都営住宅の使用料の変更……………（同）…五

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…八

○特定都営住宅の廃止……………（同）…一〇

○都営改良住宅の使用料の変更……………（同）…二

○都営更新住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…三

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…三

○東京都環境影響評価条例による見解書……………（環境局総務部環境政策課）…三

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…三

訓令（教）

○東京都教育委員会被服貸与規程の一部改正……………三

規則（公）

○警視庁組織規則の一部を改正する規則……………三

告示（公）

○教習指導員審査の実施……………三

規程（交）

○東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………三

告示（交）

○東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー記念一日乗車券の発売……………三

告示（下水）

○下水を排除及び処理すべき区域等（二件）……………五

告示（消）

○消防相互応援協定の締結（二件）……………六

○東京海上保安部と東京消防庁との業務協定の締結……………六

公 告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…六

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………（下水道局）…六

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（同）…一〇

規 則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年四月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）

の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。
別表1の部(1)の項オ(ア)中「皇后」の下に「上皇、上皇后」を、「皇太子妃」の下に「皇嗣、皇嗣妃」を加える。

附則

1 この規則は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第六十三号)の施行の日の翌日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、元号を改める政令(平成三十一年政令第四百十三号)の施行の日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この規則による改正前の警視庁職員の特務勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特務勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

告示

●東京都告示第七百十二号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年東京都規則第三百一号)第三条の規定により、東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年東京都条例第四百七十七号)を適用し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり手続等の根拠となる条例等の名称、条項、電子化開始日及び対象手続等の名称を告示する。

平成三十一年四月二十六日

東京都知事 小池百合子

根拠となる 条例等の名 称	条項	電子化開始 日	対象手続等
難病の患者 に対する医 療	第六条	平成三十一年 四月二十	指定医の指 定

療等に関する法律施行細則(平成二十六年東京都規則第四百九十四号)

第七項	第二十二條	第二十二條	指定医療機関の更新申請	同日	指定医療機関の更新申請
第八條第一項	第二十二條	第二十二條	指定医療機関の更新申請	同日	指定医療機関の更新申請
第九條第一項	第二十二條	第二十二條	指定医療機関の更新申請	同日	指定医療機関の更新申請
第十條第一項	第二十二條	第二十二條	指定医療機関の更新申請	同日	指定医療機関の更新申請
第二十一條第一項	第二十二條	第二十二條	指定医療機関の更新申請	同日	指定医療機関の更新申請
第二十三條	第二十二條	第二十二條	指定医療機関の更新申請	同日	指定医療機関の更新申請
第二十四條第一項	第二十二條	第二十二條	指定医療機関の更新申請	同日	指定医療機関の更新申請
第二十五條第一項	第二十二條	第二十二條	指定医療機関の更新申請	同日	指定医療機関の更新申請
第二十六條第一項	第二十二條	第二十二條	指定医療機関の更新申請	同日	指定医療機関の更新申請

●東京都告示第七百十三号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、平成三十一年四月十七日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十一年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都市再生特別地区

（品川駅北周辺地区）

港区港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目及び三田三丁目各地内

二 関係図書の縦覧

東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第七百十四号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、平成三十一年四月十七日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定

に基づき東京都市計画地区計画の変更がされたものとみなされたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十一年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

品川駅周辺地 変更する部分

品川地区計画

港区港南一丁目、港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目、高輪三丁目及び三田三丁目各地内

二 関係図書の縦覧

東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第七百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき武蔵野都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 武蔵野市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 武蔵野都市計画道路事業三・四・二号三鷹駅南口寺南線
- 三 事業施行期間 平成三十一年四月二十六日から平成三十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 武蔵野市境南町三丁目地内

使用の部分
なし

●東京都告示第七百十六号

次の建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定に基づき、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出のないときは、建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づき、当該建設業者の許可を取り消す。

平成三十一年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

商号	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	許可年月日
株式会社 プレスカ	代表取締役 小高 務	大田区田園調布二丁目五十一番九号	東京都知事許可（般）第二十六号	平成二十六年七月二日
株式会社 パニー	代表取締役 小高 務	大田区田園調布二丁目五十一番九号	東京都知事許可（般）第二十六号	平成二十六年七月二日
株式会社 テクノ機電株式会社	代表取締役 田中 修	文京区小石川一丁目七番九号会津屋ビル三階	東京都知事許可（般）第一四二六五号	平成二十六年十二月二十四日
株式会社 メロ	代表取締役 塚本 大介	港区浜松町一丁目二番四号住友不動産新橋ビル六号館	東京都知事許可（特）第一四七二四二号	平成二十九年六月二十日

●東京都告示第七百十七号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

より告示する。

平成三十一年四月二十六日

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定に

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
桐ヶ丘アパート (W133号棟)	北区桐ヶ丘一丁目十一番	中層耐火 五二・六平方メートル	五〇戸
桐ヶ丘アパート (W135号棟)	同右	同右 五二・〇平方メートル	四〇戸
桐ヶ丘アパート (W136号棟)	同右	同右 五一・一平方メートル	三二戸
中十条第1アパート (1号棟)	北区中十条一丁目一番	同右 三一・九平方メートル	四〇戸
中十条第1アパート (2号棟)	同右	同右 三八・三平方メートル	二〇戸
新河岸二丁目アパート (13号棟)	板橋区新河岸二丁目十番	同右 三九・〇平方メートル	同右
同右	同右	同右 四二・三平方メートル	一六戸
同右	同右	同右 四七・六平方メートル	四戸
新河岸二丁目アパート (14号棟)	同右	同右 四二・三平方メートル	三六戸
同右	同右	同右 六三・〇平方メートル	六戸
新田一丁目アパート (1、2、3、4、5号棟)	足立区新田一丁目十四番	同右 三六・六平方メートル	一八〇戸
船堀四丁目アパート (1、2、3、4号棟)	江戸川区船堀四丁目三番	同右 同右	一五〇戸
仙川アパート (17号棟)	調布市緑ヶ丘二丁目二十五番	同右 五三・七平方メートル	三二戸
仙川アパート (18号棟)	同右	同右 五六・三平方メートル	五〇戸
仙川アパート (23、33、34号棟)	同右	同右 五〇・八平方メートル	一一二戸

●東京都告示第七百十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三
 条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
 ように変更し、平成三十一年五月一日から実施するので、
 同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (10号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	50,800
一般都営	高層耐火	明石町アパート (4号棟)	中央区明石町2-4	34.3	2	29,600	59,100
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート (2号棟)	中央区勝どき2-9	42.0	1	36,900	70,600
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート (1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	93,500
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート (29号棟)	港区南麻布4-2	32.6	1	28,700	82,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	33,100	72,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,900	80,300
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート (3号棟)	港区港南4-5	37.3	1	34,600	77,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (19号棟)	新宿区戸山2-19	33.8	1	28,200	63,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (13号棟)	新宿区戸山2-13	33.8	1	28,200	64,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (15号棟)	新宿区戸山2-15	38.3	1	32,000	66,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (34号棟)	新宿区戸山2-34	41.9	1	35,200	77,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (10号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	1	34,000	79,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (35号棟)	新宿区戸山2-35	40.1	3	34,200	74,000
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,200	47,300
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート (1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	1	36,200	60,700
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート (3号棟)	台東区清川2-22	34.3	1	25,300	34,100
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート (1-2-10号棟)	台東区下谷1-2	35.4	1	28,300	38,700
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート (6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,800	51,700
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (2号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	60,100
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (4号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	66,300
一般都営	中層耐火	豊洲四丁目アパート (2号棟)	江東区豊洲4-3	39.0	1	31,000	56,700
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (19号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,500
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	2	30,700	49,300
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (17号棟)	江東区南砂4-4	43.9	1	36,700	47,300
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート (2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	2	30,100	71,100
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート (6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,400	44,700
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート (11号棟)	品川区東品川3-32	37.9	1	32,500	47,600
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,000	36,500
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,800	39,100
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (1号棟)	大田区東糀谷6-9	42.2	2	33,500	48,300
一般都営	中層耐火	桜丘三丁目アパート (3号棟)	世田谷区桜丘3-4	48.1	1	41,000	89,400

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート(1号棟)	世田谷区新町2-23	59.6	1	50,700	108,300
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(14号棟)	渋谷区笹塚2-34	38.7	1	33,000	82,000
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート(1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,000	72,000
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	3	30,800	76,400
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	82,000
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	82,000
一般都営	中層耐火	笹塚三丁目アパート(2号棟)	渋谷区笹塚3-4	39.0	1	33,100	80,500
一般都営	高層耐火	中野中央二丁目アパート(10号棟)	中野区中央2-22	37.7	1	27,400	47,500
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート(1号棟)	中野区丸山2-24	40.2	1	29,100	55,200
一般都営	中層耐火	久我山五丁目アパート(26号棟)	杉並区久我山5-39	51.0	1	39,900	86,600
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	2	28,000	44,600
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	2	30,400	53,100
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間3-14	51.2	1	36,400	62,800
一般都営	中層耐火	島根四丁目第3アパート(1号棟)	足立区島根4-33	61.5	1	45,600	85,000
一般都営	中層耐火	扇一丁目アパート(16号棟)	足立区扇1-12	51.0	1	35,700	50,900
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(7号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	33,300
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(6号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	35,700
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(2号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,300	42,400
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(4号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,300	42,400
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37.9	1	25,900	41,000
一般都営	中層耐火	江北アパート(1号棟)	足立区江北6-16	33.4	1	22,700	35,900
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(1号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	1	25,400	40,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(5号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,200	38,400
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(7号棟)	足立区辰沼1-2	33.4	1	22,600	35,900
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(14号棟)	足立区辰沼1-2	38.3	1	26,500	43,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(1号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(5号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(14号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,400	39,500
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(18号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,500	43,800
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(12号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	39,400
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	44,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(5号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	25,800	38,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(7号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	25,800	38,300

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(5号棟)	足立区花畑2-11	36.4	1	24,700	39,800
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	2	30,400	41,800
一般都営	中層耐火	足立加賀二丁目アパート(5号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,000	64,200
一般都営	中層耐火	柴又一丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区柴又1-10	51.0	1	37,900	68,900
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(6号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	69,200
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(7号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	69,200
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(3号棟)	葛飾区東金町5-30	55.9	1	41,200	69,800
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	69,600
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	69,600
一般都営	中層耐火	西新小岩二丁目アパート(3号棟)	葛飾区西新小岩2-1	55.9	1	42,400	81,000
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,300	43,600
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート(509号室棟)	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	62,700
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート(807号室棟)	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	62,700
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,300	67,700
一般都営	中層耐火	長房西アパート(ニシ1号棟)	八王子市長房町891	51.0	1	27,100	48,500
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-6号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	77,100
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(54号棟)	立川市富士見町6-54	52.4	2	28,600	53,600
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(56号棟)	立川市富士見町6-56	52.4	1	28,600	53,600
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(7号棟)	武蔵野市境5-15	55.9	1	42,600	92,800
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町五丁目アパート(21号棟)	武蔵野市吉祥寺北町5-6	51.0	1	38,000	77,900
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(3号棟)	三鷹市下連雀7-15	59.6	1	44,400	94,700
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(9号棟)	三鷹市上連雀9-26	62.1	1	45,900	96,100
一般都営	中層耐火	三鷹大沢二丁目アパート(27号棟)	三鷹市大沢2-20	39.0	1	26,300	45,900
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート(2号棟)	三鷹市上連雀9-12	51.0	1	37,100	73,900
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート(1号棟)	府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,000	88,600
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(1号棟)	府中市晴見町2-18	58.1	1	35,500	84,700
一般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート(3号棟)	昭島市東町1-15	51.0	1	26,900	59,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)	調布市国領町3-8-15	53.5	2	29,800	66,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1-35	53.5	1	31,900	79,200
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート(2号棟)	調布市深大寺町4-35	62.1	1	38,000	85,200
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート(3号棟)	調布市深大寺町8-24-	62.1	1	37,900	92,500
一般都営	中層耐火	佐須町アパート(4号棟)	調布市佐須町4-1-1	62.1	1	39,100	92,200
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(5号棟)	調布市染地3-3-1	51.0	1	29,600	67,900

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	金森第3アパート (6号棟)	町田市金森7-19	60.2	1	34,300	66,700
一般都営	中層耐火	志生四丁目アパート (1号棟)	町田市志生4-9	55.9	1	30,300	57,300
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (7号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	29,700	59,100
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (10号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,200	60,100
一般都営	中層耐火	小金井本町二丁目アパート (11号棟)	小金井市本町2-15	39.0	1	20,700	54,900
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (1号棟)	日野市新井842	35.7	1	15,900	31,900
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (2号棟)	日野市新井842	33.4	1	14,800	29,800
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート (4号棟)	日野市三沢1130-2	41.7	1	19,800	40,500
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート (2号棟)	東村山市萩山町2-13	61.3	1	37,200	80,000
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート (14号棟)	国立市北3-22	48.1	1	27,400	59,000
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート (2号棟)	西東京市緑町3-8	61.3	1	38,300	84,200
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート (6号棟)	西東京市緑町3-8	59.6	1	37,400	81,900
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート (16号棟)	西東京市田無町7-10	55.9	1	33,500	70,500
一般都営	中層耐火	田無芝久保五丁目アパート (30号棟)	西東京市芝久保町5-1	51.0	1	29,000	63,100
一般都営	中層耐火	田無向台三丁目第2アパート (30号棟)	西東京市向台町3-1	55.9	1	33,100	72,800
一般都営	中層耐火	東伏見二丁目第2アパート (6号棟)	西東京市東伏見2-16	55.8	1	36,600	84,400
一般都営	中層耐火	柳沢一丁目アパート (6号棟)	西東京市柳沢1-12	61.5	1	43,400	86,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート (13号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (14号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (29号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート (31号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート (33号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート (42号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート (44号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,100
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート (1号棟)	清瀬市松山3-11	51.0	1	30,200	64,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート (6号棟)	清瀬市竹丘1-7	48.1	1	27,100	54,800
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート (13号棟)	清瀬市竹丘1-5	48.1	1	27,500	54,500
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘二丁目アパート (1号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	52,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-9号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-2号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-11号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,700
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (1-2-2号棟)	多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,600	35,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地 (4-4-5号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	39,100

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地 (4-4-6号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	39,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地 (6-1-4号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	1	25,800	39,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地 (2号棟)	多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35,100	68,900
一般都営	中層耐火	稲城松葉アパート (1号棟)	稲城市矢野口1780-1	55.9	1	29,800	66,500
一般都営	中層耐火	瑞穂アパート (34号棟)	瑞穂町町さし野1-5	36.4	1	16,000	31,700

●東京都告示第七百十九号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成三十一年四月二十六日

東京都知事 小池 百合子

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)
 近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

名称	位置	構造及び規模	戸数	使用料(月額)	家賃(月額)
大島五丁目アパート(4号棟)	江東区大島五丁目四十番	高層耐火 三四・六平方メートル	二八戸	三二、一〇〇円	七五、四〇〇円
同右		同右 四〇・四平方メートル	四二戸	三七、四〇〇円	八八、一〇〇円
同右		同右 四七・八平方メートル	七戸	四四、三〇〇円	一〇四、四〇〇円
大島五丁目アパート(5号棟)		同右 三四・六平方メートル	五〇戸	三二、一〇〇円	七五、二〇〇円
同右		同右 四〇・四平方メートル	三〇戸	三七、四〇〇円	八七、九〇〇円
同右		同右 四七・八平方メートル	一〇戸	四四、三〇〇円	一〇四、一〇〇円
同右		同右 五七・一平方メートル	同右	五二、九〇〇円	一二四、二〇〇円
下馬二丁目アパート(7号棟)	世田谷区下馬二丁目三十九番	中層耐火 三四・六平方メートル	八戸	三三、〇〇〇円	八〇、九〇〇円
同右		高層耐火 同右	一六戸	三三、〇〇〇円	八〇、九〇〇円
同右		同右 四〇・四平方メートル	四戸	三八、五〇〇円	九四、四〇〇円
同右		同右 四七・八平方メートル	五戸	四五、六〇〇円	一二二、〇〇〇円
下馬二丁目アパート(8号棟)		同右 三四・六平方メートル	一五三戸	三三、〇〇〇円	八〇、二〇〇円
同右		同右 四〇・四平方メートル	七八戸	三八、五〇〇円	九三、七〇〇円
同右		同右 四七・二平方メートル	八戸	四五、〇〇〇円	一〇九、八〇〇円
同右		同右 五七・一平方メートル	七戸	五四、五〇〇円	一三二、四〇〇円
下馬二丁目アパート(9号棟)		同右 三四・六平方メートル	二三戸	三三、〇〇〇円	八〇、六〇〇円
同右		同右 四〇・四平方メートル	一二戸	三八、五〇〇円	九三、九〇〇円
同右		同右 四七・八平方メートル	六戸	四五、六〇〇円	一一一、五〇〇円

旭丘二丁目アパート (2号棟)	練馬区旭丘二丁目一番	中層耐火	三四・六平方メートル	二八戸	三一、〇〇〇円	八四、三〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	一二戸	三六、二〇〇円	九八、五〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	四戸	四二、八〇〇円	一一六、八〇〇円
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	同右	五一、二〇〇円	一三九、二〇〇円
亀有四丁目アパート (5号棟)	葛飾区亀有四丁目二十六番	高層耐火	三四・六平方メートル	一二戸	二九、〇〇〇円	七七、九〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	同右	三三、九〇〇円	九一、〇〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	六戸	四〇、一〇〇円	一〇七、九〇〇円
亀有四丁目アパート (6号棟)	同右	同右	三四・六平方メートル	一二戸	二九、〇〇〇円	七七、六〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	六戸	四〇、一〇〇円	一〇七、四〇〇円
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	一二戸	四七、九〇〇円	一二八、一〇〇円
亀有四丁目アパート (7号棟)	同右	中層耐火	三四・六平方メートル	一〇戸	二九、〇〇〇円	七七、五〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	五戸	四〇、一〇〇円	一〇七、二〇〇円
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	一〇戸	四七、九〇〇円	一二七、八〇〇円
長房アパート (西27号棟)	八王子市長房町五百八十八番 地	高層耐火	三四・六平方メートル	一八戸	二六、五〇〇円	五九、七〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	三六戸	三一、〇〇〇円	六九、七〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	九戸	三六、七〇〇円	八二、五〇〇円
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	同右	四三、八〇〇円	九八、四〇〇円
中野山王三丁目アパート (15-2号棟)	八王子市中野山王三丁目十五 番地	同右	三四・六平方メートル	三二戸	二六、三〇〇円	五三、五〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	四八戸	三〇、七〇〇円	六二、五〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	八戸	三六、三〇〇円	七四、〇〇〇円
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	同右	四三、六〇〇円	八八、八〇〇円
中野山王三丁目アパート (15-3号棟)	同右	同右	三四・六平方メートル	三二戸	二六、三〇〇円	五三、六〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	四八戸	三〇、七〇〇円	六二、六〇〇円

名称	位置	構造及び規模	戸数
仙川アパート (19号棟) 仙川アパート (20、21、22号棟)	調布市緑ヶ丘二丁目二十五番 地 同右	中層耐火 六三・〇平方メートル 同右 四七・二平方メートル	二〇戸 一五二戸
<p>●東京都告示第七百二十一号</p> <p>東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三 条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都 営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成三十一年五 月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定によ り告示する。</p> <p>平成三十一年四月二十六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>			

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート(2号棟)	新宿区富久町22-19	35.5	1	30,200
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	40.6	1	28,800
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(5号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(10号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(5号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	若林四丁目アパート(1号棟)	世田谷区若林4-41	33.4	1	26,300
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート(1号棟)	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,500
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート(2号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,400
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート(3号棟)	葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,400
改良	中層耐火	昭島玉川町アパート(4号棟)	昭島市玉川町1-10	48.1	1	26,400

●東京都告示第七百二十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項及び第八十一条の規定に基づき、都営更新住宅
の名称、位置、使用料等を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	使用料 (月額一戸につき)
下馬二丁目アパート (7号棟)	世田谷区下馬二丁目三十九番	高層耐火 三四・六平方メートル	二戸	三三、〇〇〇円
同右	同右	同右	同右	三八、五〇〇円
同右	同右	同右	一戸	四五、六〇〇円
下馬二丁目アパート (8号棟)	同右	三四・六平方メートル	八戸	三三、〇〇〇円
同右	同右	同右	九戸	三八、五〇〇円
同右	同右	同右	四戸	四五、〇〇〇円
同右	同右	同右	二戸	五四、五〇〇円
同右	同右	同右	一戸	四九、〇〇〇円
同右	同右	同右	二戸	四九、四〇〇円
同右	同右	同右	一戸	四九、五〇〇円
同右	同右	同右	同右	四九、七〇〇円
同右	同右	同右	同右	五四、六〇〇円
同右	同右	同右	同右	五五、一〇〇円
同右	同右	同右	同右	五五、二〇〇円
下馬二丁目アパート (9号棟)	同右	三四・六平方メートル	同右	三三、〇〇〇円

名称	位置	区画数
横川五丁目第2アパート駐車場	墨田区横川五丁目九番	一四二区画
八幡山アパート駐車場	世田谷区八幡山三丁目三十七番ほか	三七区画
下馬二丁目アパート駐車場	世田谷区下馬二丁目三十九番	一三四区画
中野山王三丁目アパート第2駐車場	八王子市中野山王三丁目十五番	五四二区画

●東京都告示第七百二十四号	
東京都環境影響評価条例 (昭和五十五年東京都条例第九十六号) 第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称) 品川駅北周辺地区一街区、二街区、三街区、四街区開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。	平成三十一年四月二十六日
東京都知事 小池 百合子	

●東京都告示第七百二十三号	
東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。	平成三十一年四月二十六日
東京都知事 小池 百合子	

地

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二

渋谷区代々木二丁目二番二号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)品川駅北周辺地区一街区、二街区、三街区、

四街区開発事業

自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区芝浦四丁目、港南二丁目、高輪二丁目及び三田三丁目に位置する敷地面積約七・二ヘクタールに、業務、商業、文化創造施設、教育施設、住宅、ホテル及び駐車場等の複合施設を整備するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が十二件、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成三十一年四月二十六日から同年五月十五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 品川区都市環境部環境課

品川区広町二丁目一番三十六号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長(港区、品川区)の意見の件数は、表4-1に示すとおりである。都民の意見書が12件、事業段階関係区長の意見が2件の合計14件である。

これらの主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要は、表2(1)～(6)、表3(1)～(4)及び表4に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	12件
事業段階関係区長の意見	2件
合計	14件

表2(1) 都民の主な意見書及びそれらについての事業者の見解の概要

都民の主な意見書の概要

大気汚染、騒音・振動、交通

事業者の見解

交通

【大気汚染】
工事用車両、関連車両の走行時の交通量の測定が3か所で行い影響を調べた、とされているが、最も住環境への影響が大さいと思われる、高輪麻布線では坂のなだらかな部分(雑司が池前あたり)で調査をされており、坂道を建設し重車車両が通過する場合はNO_xや粉塵の影響を故意に隠蔽しているのではないかと考えられる。ご存知のように、国道15号線以外の道路は、全て住宅街の坂道であり、負荷を掛けた測定や推計が行われることが肝要と思われる。測定位置の図示は説明会では一瞬で、説明不足でもあった。急坂での負荷データをもって、再度検証する事を求める。

【騒音・振動】
大気汚染にて触れた通り(こちらでは5か所)調査測定した場所が、坂のなだらかな部分であったり、登坂時の負荷を検討していないように見受けられた。急坂での負荷データをもって、再度検証する事を求める。

当該開発事業は、別事業と記されている新駅開発事業と連続する区域で同時期に行われ、両者は関連事業として実質的にはひとまとまりの開発ととらえられることから、その環境影響評価にあたっては、新駅開発事業による負荷を合わせて評価すべきである。

特に交通に関連する要素については、駅発生集中交通量と動線を共用する部分が多く、相乗的な影響の評価を行うべきである。

特別区道第1048号線(以下「第1048号線」という。)及び高輪麻布線における、大気汚染、騒音・振動及び交通量の現地調査並びに予測地点は、①非定常な走行となる可能性のある交差点付近及び道路曲線部付近を避ける、②大気汚染、騒音・振動の測定機器が設置可能で、調査が歩行者の障害とならない場所等を検討し、評価書案で記載した地点としました。

工事用車両は調査計画書時点においては、第1048号線と高輪麻布線を通行する予定としましたが、周辺への影響に配慮して、第1048号線は通行しない計画としました。また、高輪麻布線の通行については、今後施工計画を検討し極力通行を低減する計画とします。

関連車両は、公共交通の利用や、荷崩き車両等の管理用車両の効率的な運用による台数の低減及び効率的な地下レベルの駐車場ネットワークを、周辺地域への影響低減に努めます。

評価書案で記載した、本事業による影響の程度は以下となっております。

【大気汚染】

区分	地点	対象物質	寄与率*
工事の施行中 工事車両	高輪麻布線	二酸化窒素	1.2%
		浮遊粒子状物質	0.1%
		二酸化窒素	0.8%
工事の完了後 関連車両	第1048号線	浮遊粒子状物質	0.1%
		二酸化窒素	0.6%
関連車両	高輪麻布線	浮遊粒子状物質	0.1%
		二酸化窒素	0.1%

*:本事業により増加する濃度の割合

【騒音・振動】

区分	地点	項目	増加騒音・振動レベル*
工事の施行中 工事車両	高輪麻布線	騒音	1dB
		振動	1dB未満～1dB
		騒音	1dB未満～1dB
工事の完了後 関連車両	第1048号線	騒音	1dB未満～1dB
		振動	1dB未満～1dB
		騒音	1dB未満～1dB
関連車両	高輪麻布線	騒音	1dB未満～1dB
		振動	1dB未満～2dB

*:本事業により増加する騒音・振動レベル

表2(2) 都民の主な意見書及びそれらについての事業者の見解の概要

項目	都民の主な意見書の概要		事業者の見解																																																																									
	大気汚染・騒音・振動	交通	大気汚染・騒音・振動	交通																																																																								
(つづき)	<p>当該開業及び駅に集散する道路交通は、南北方向については第一京浜(国道15号)が広幅員で、処理能力を期待できる。一方西の内陸部に向かう需要もかなり多いものと予測されるものの、取り付け道路は高輪麻布線、特別区道第1048号線共に幅員が狭い。生活道路的な側面も兼ねているこれらの道路において、交通量増加が及ぼす幅増大に処理が追いつかず、後背地でも渋滞が顕著する恐れがある。交通量増加が及ぼす環境指標への影響についてはサンプル数の少ないポイント方式でなく、沿線で見えるきめ細かい評価を行っていただく他、これらの道路への車両進入を減らす交通コントロールを行っていただきたい。</p> <p>高輪麻布線、特別区道第1048号線は坂道であるため、平坦な道に比べて、上り坂の車両の発進に伴う排気ガスや騒音が増大することも加味していただきたい。</p>	<p>第1048号線及び高輪麻布線は場所によって、道路の勾配、自動車の通行速度が異なることから、大気汚染、騒音・振動の影響は場所ごとに変化することが考えられますが、予測した本事業による大気汚染、騒音・振動の影響の程度は小さいことから、道路全体としての影響の程度は著しく変わらないものと考えます。</p> <p>なお、大気汚染の予測において、予測で用いた排出係数は、区道(支線・細街路)と都道以上(一般幹線道路)に分類して算定しており、走行速度により異なります。車両の走行に伴う大気汚染については年平均値を予測する観点から、走行速度は「平成27年度都内自動車排出ガス量等算出調査委託報告書」(平成29年11月 東京都環境局)より、坂の上り・下りを含む加速走行、減速走行、定常走行等の様々な走行状況を反映した平均速度として設定しており、支線・細街路20km/h、一般幹線道路30km/hとしました。</p> <p>評価書案では、工事用車両及び関連車両が走行する予定の道路において、走行速度の実測を行っています。走行速度は、第1048号線(地点2)(支線・細街路)で平日37km/h、高輪麻布線(地点3)(一般幹線道路)で平日39km/hでした。</p> <p>下表に示すとおり、予測に用いた排出係数(予測条件)は、実測走行速度に基づく排出係数(実測条件)に比べて大きい数値となっており、この数値を用いて汚染物質排出量を推計し予測しています。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区</th> <th rowspan="2">分</th> <th colspan="2">工事の発着中(2021年度)</th> <th colspan="2">工事の完了後(2024年度)</th> </tr> <tr> <th>予測条件*</th> <th>実測条件**</th> <th>予測条件*</th> <th>実測条件**</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1048号線 (地点2)</td> <td>小型車</td> <td>0.0346</td> <td>0.0287</td> <td>0.0275</td> <td>0.0224</td> </tr> <tr> <td>中型車</td> <td>1.2877</td> <td>0.9821</td> <td>0.9340</td> <td>0.6310</td> </tr> <tr> <td>大型車</td> <td>2.4327</td> <td>1.9156</td> <td>1.6792</td> <td>1.2894</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>0.0006</td> <td>0.0004</td> <td>0.0006</td> <td>0.0004</td> </tr> <tr> <td>PM</td> <td>0.0055</td> <td>0.0042</td> <td>0.0028</td> <td>0.0022</td> </tr> <tr> <td>ノイズ</td> <td>0.0109</td> <td>0.0085</td> <td>0.0068</td> <td>0.0046</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">高輪麻布線 (地点3)</td> <td>小型車</td> <td>0.0291</td> <td>0.0272</td> <td>0.0228</td> <td>0.0212</td> </tr> <tr> <td>中型車</td> <td>1.4483</td> <td>1.2880</td> <td>0.9316</td> <td>0.8106</td> </tr> <tr> <td>大型車</td> <td>2.0957</td> <td>1.8723</td> <td>1.4272</td> <td>1.2533</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>0.0005</td> <td>0.0004</td> <td>0.0004</td> <td>0.0004</td> </tr> <tr> <td>PM</td> <td>0.0080</td> <td>0.0065</td> <td>0.0031</td> <td>0.0023</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>0.0084</td> <td>0.0064</td> <td>0.0049</td> <td>0.0046</td> </tr> </tbody> </table> <p>*: 実測走行速度に基づく排出係数</p>	区	分	工事の発着中(2021年度)		工事の完了後(2024年度)		予測条件*	実測条件**	予測条件*	実測条件**	第1048号線 (地点2)	小型車	0.0346	0.0287	0.0275	0.0224	中型車	1.2877	0.9821	0.9340	0.6310	大型車	2.4327	1.9156	1.6792	1.2894	バス	0.0006	0.0004	0.0006	0.0004	PM	0.0055	0.0042	0.0028	0.0022	ノイズ	0.0109	0.0085	0.0068	0.0046	高輪麻布線 (地点3)	小型車	0.0291	0.0272	0.0228	0.0212	中型車	1.4483	1.2880	0.9316	0.8106	大型車	2.0957	1.8723	1.4272	1.2533	バス	0.0005	0.0004	0.0004	0.0004	PM	0.0080	0.0065	0.0031	0.0023	バス	0.0084	0.0064	0.0049	0.0046	
区	分	工事の発着中(2021年度)				工事の完了後(2024年度)																																																																						
		予測条件*	実測条件**	予測条件*	実測条件**																																																																							
第1048号線 (地点2)	小型車	0.0346	0.0287	0.0275	0.0224																																																																							
	中型車	1.2877	0.9821	0.9340	0.6310																																																																							
	大型車	2.4327	1.9156	1.6792	1.2894																																																																							
	バス	0.0006	0.0004	0.0006	0.0004																																																																							
	PM	0.0055	0.0042	0.0028	0.0022																																																																							
	ノイズ	0.0109	0.0085	0.0068	0.0046																																																																							
高輪麻布線 (地点3)	小型車	0.0291	0.0272	0.0228	0.0212																																																																							
	中型車	1.4483	1.2880	0.9316	0.8106																																																																							
	大型車	2.0957	1.8723	1.4272	1.2533																																																																							
	バス	0.0005	0.0004	0.0004	0.0004																																																																							
	PM	0.0080	0.0065	0.0031	0.0023																																																																							
	バス	0.0084	0.0064	0.0049	0.0046																																																																							

表2(3) 都民の主な意見書及びそれらについての事業者の見解の概要

項目	都民の主な意見書の概要		事業者の見解																																							
	大気汚染・騒音・振動	交通	大気汚染・騒音・振動	交通																																						
(前頁参照)		<p>また、騒音の予測において、自動車走行騒音のA特性パワールベルの設定には定常走行状態での式と非常走行状態での式があり、工事用車両及び関連車両の走行に伴う騒音の予測では、自動車が頻繁に加速・減速を繰り返しながら走行する区間に適用する非常走行の式を用いており、走行速度によりA特性パワールベルが異なります。</p> <p>予測条件とした走行速度は、実測速度及び規制速度を勘案して、第1048号線(地点2)、高輪麻布線(地点3)ともに40km/hとしました。</p> <p>下表に示すとおり、予測に用いたA特性パワールベルは、より大きくなる非常走行条件、速度条件にて予測しています。</p> <p>*: 人間の聴覚に近い補正を行った音の大きさ</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区</th> <th rowspan="2">分</th> <th colspan="2">予測条件</th> <th colspan="2">実測条件**</th> </tr> <tr> <th>地点2</th> <th>地点3</th> <th>地点2</th> <th>地点3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">走行速度(km/h)</td> <td>非定常</td> <td>40</td> <td>37</td> <td>39</td> <td>38.2</td> </tr> <tr> <td>定常</td> <td>98.8</td> <td>98.0</td> <td>98.2</td> <td>98.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動車走行騒音 のA特性パワ レベル(dB)</td> <td>小型車</td> <td>104.8</td> <td>104.5</td> <td>104.7</td> <td>104.7</td> </tr> <tr> <td>大型車</td> <td>94.8</td> <td>93.7</td> <td>94.4</td> <td>94.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>走行</td> <td>101.3</td> <td>100.2</td> <td>100.9</td> <td>100.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>*: 予測に用いたA特性パワールベル</p> <p>**: 実測走行速度に基づくA特性パワールベル</p> <p>上記の工事用車両及び関連車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動については、事後調査により確認します。</p> <p>予測条件として用いた交通量について、新駅(別事業)の開通車両は、本事業で整備する交通広場を利用する計画であることから、本事業に関連した車両とみなし、本事業の発生集中交通量に加味しています。また、本事業の工事の完了までに竣工する予定の周辺開発の関連車両については将来基礎交通量に加味していません。</p> <p>なお、交通渋滞については、新駅及び周辺開発を含む将来交通量、道路整備状況等を勘案して検証し、警視庁等の関係部署と協議を行い、影響は少ないことを確認しています。</p>	区	分	予測条件		実測条件**		地点2	地点3	地点2	地点3	走行速度(km/h)	非定常	40	37	39	38.2	定常	98.8	98.0	98.2	98.2	自動車走行騒音 のA特性パワ レベル(dB)	小型車	104.8	104.5	104.7	104.7	大型車	94.8	93.7	94.4	94.4		走行	101.3	100.2	100.9	100.9	
区	分	予測条件				実測条件**																																				
		地点2	地点3	地点2	地点3																																					
走行速度(km/h)	非定常	40	37	39	38.2																																					
	定常	98.8	98.0	98.2	98.2																																					
自動車走行騒音 のA特性パワ レベル(dB)	小型車	104.8	104.5	104.7	104.7																																					
	大型車	94.8	93.7	94.4	94.4																																					
	走行	101.3	100.2	100.9	100.9																																					

表2(4) 都民の主な意見書及びそれらについての事業者の見解の概要

都民の主な意見書の概要		事業者の見解
項目	臭	
説明	<p>パイオガス利用装置からの臭気は高度160mからの拡散で、周辺住宅街に著しい影響を及ぼさない、と記載されているが、このエリアは海風が吹き、高度160mからの降下臭気が尾根筋(二本通り)沿いの住宅街を直撃するのではないかとと思われる。</p> <p>尾根筋の住宅街国道15号からの高度差が40m近くあり、さらに高さ30～40m程度のマンションも軒を連ねる。つまり高度差は実質80m程度であり、降下臭気の影響は大きなものになると考えられ、再度検証する事を求める。</p> <p>また排気口における脱臭装置等については設置の検討ではなく、設置決定と、その後の計測値の公表を求める。</p>	<p>本事業に適用される、「悪臭防止法」及び「環境確保条例」における臭気の基準は、敷地境界線において「臭気指数12」となっています。</p> <p>パイオガス利用設備からの臭気は、4街区屋上(高さ約160m)から排気する計画ですが、外部に排気する前に活性炭脱臭装置等を設置し、敷地境界線における基準である「臭気指数12」以下に処理した後に排気する計画とします。</p> <p>従って、周辺地域に悪臭の著しい影響を及ぼすことは無いものと考えます。</p> <p>なお、工事の完了後のパイオガス利用設備からの臭気については、事後調査により確認します。</p>
項目	影	
説明	<p>説明会質問にも出たが、現計画では、ぎりぎり日影制限には掛からない計画となっている。但し今後の5、6街区との複合日影で鑑みると、ぎりぎりであるが故に、影響が出るものと推察され、計画的な規制回避とも思われる。</p> <p>5、6街区は2030年以降なので影響も算定も不明、と東日本旅客鉄道は説明したが、最低でも5、6街区の開発時には現計画との複合日影にて影響を補償すると明言すべきであると思う。</p>	<p>本事業の1街区、2街区、3街区、4街区では、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」において日影は街区毎に規制されますが、全ての街区を合わせた場合においても日影規制を満足する計画としています。</p> <p>5、6街区は、本事業には含まれておらず、計画内容、関係手続の内容、及び、本事業との関わり等をめぐって未定であり、日影の考え方については、計画検討が進んだ段階で関係法令等に基づき別途説明します。</p>

表2(5) 都民の主な意見書及びそれらについての事業者の見解の概要

都民の主な意見書の概要		事業者の見解
項目	その他(国道15号横断デッキ)	
説明	<p>業者からの説明では、国道15号を渡るルートは高輪丁目交差点と泉岳寺駅前交差点で、いずれも地上レベルでの交差となるとの説明があった。また、ベゾデツキを新駅正面(上記交差点の中間)に港区が計画している、との説明があった。</p> <p>現在の国道15号の品川駅前の踏切横断状況(歩道橋利用は極めて少)を見れば明らかかなように、地上部分での人動線と車動線のクロスは危険かつ交通障害を発生させる。また横断歩道橋部に歩行者溜りを作らないと、周辺環境への悪影響も大きい。</p> <p>是非、高輪2丁目交差点、及び泉岳寺駅前交差点には、ベゾデツキもしくは地下通路を検討して頂きたい。</p> <p>また、新駅正面、北横南棟の間からベゾデツキを通す案は、高輪側が住宅街の小道であり、受け止め余地が無く、良好な周辺住宅環境の維持のためにも考え直すべきものと思われる。</p> <p>開発事業の実現化により当該交差点は交通の要衝となり交通量、歩行者数は飛躍的に増大いたします。国道15道の幅員の拡大は困難と拝察します。</p> <p>泉岳寺交差点には新たにロの字型の歩道橋を架設し、高輪ゲートウェイ新駅と京浜急行泉岳寺駅地上部分とも地上横断デッキレベルで一体化した歩行者対策を図り、車両通行と区分した安全対策、利用者増対策を図っていただきたい。</p> <p>泉岳寺駅近傍は高輪の歴史ある風土・景観と住民の土地柄を伝える街並みが残り、本来の高輪のゲートウェイに相応しい場所です。</p> <p>箱根駅伝や知名度の高いマラソンの通過地点、TV中継でも頻繁に登場する場所であります。地域の住民、地元就労者、来訪者等幅広い歩行者の安全性、利便性を確保し、加えて泉岳寺駅周辺のランドマークともなる新駅・高機能の歩道橋の新設を願ひ、意見書として提出させていただきます。</p>	<p>本事業の環境影響評価の対象地(計画地)は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という。)が実施する事業(1街区、2街区、3街区、4街区開発事業)の区域としており、国道15号の範囲は含まれていません。</p> <p>「品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン」(平成29年3月 品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン検討委員会)では、東西のつながりと南北の骨格的な軸が交差する場所において、周辺地域と街を機能的・空間的・視覚的につなぐ特徴的な pedestrian space ととされています。</p> <p>こうした上位計画を踏まえ、本事業では南北に長い敷地を活かし、地上の自動車交通との立体的分離を図った歩行者ネットワークを整備します。また、新駅から高輪方面につながる国道15号に面する地上部に広場を整備し、快適で安全な歩行者滞留空間を確保するとともに、国道15号沿道に不足する緑やオープンスペースを補っていく計画としています。</p> <p>なお、歩行者の交通量については、計画地内や国道15号の泉岳寺交差点及び高輪2丁目交差点などにおいて、将来の歩行者数及び歩行者通路の有効幅員等を検証し、監視庁等の関係部署と協議を行い、流動への影響は小さいことを確認しています。</p> <p>また、「三田・高輪地区まちづくりガイドライン」(平成30年5月 港区)では、品川駅北周辺地区と三田・高輪地区の回遊性の向上を図るため、新たなネットワークの構築に取り組みとされており、新たなネットワークの構築に結びついて関係部署と調整を図ってまいります。</p>

表2(6) 都民の主な意見書及びそれらについての事業者の見解の概要

都民の主な意見書の概要		事業者の見解
項目	その他(国道15号横断デッキ)	(前頁参照)
<p>この開発はJR東日本が所有する地域内限定の開発であり、品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区の自社内の土地利用に特化した開発であります。その開発する周辺に居住する住民、又そこに訪れる利用者にとつての利便性を全く無視している感じがあります。特にJR東日本が謳う「エキマチー一体」とはほど遠い開発であります。</p> <p>新駅改札口が2階である設計上、敷地内の建物を全て2階相当のデッキで繋ぐ計画は地区内だけの利便性のみを考慮したものであります。</p> <p>「エキマチー一体」を講うならば、周辺地域へ接続するアロムナーードデッキを設け利便性を高めるべきと考えます。</p> <p>「高輪グレートウエイ」と称するからには高輪や芝浦の地域に開かれたバリブアリーの結節点を造るべきです。アツブタウツブタする事なく通行できることにより利便性の高い、又地域の発展と国際都市としての玄関口として美しい町になるのではないでしようか。</p> <p>是非とも高輪への連絡橋「アロムナーードデッキ」を泉岳寺交差点に設けていただきたいと節にお願ひ申し上げます。</p> <p>JR新駅が開業すれば、東海大学、高輪学園、明治学院、聖心女学院といった、西側に校舎を構える多くの学生が地下鉄ではなくJR新駅を利用して通学する事は明らかです。その際ルートとなるのは伊皿子坂、桂坂といった勾配が急で歩道の幅が狭い道路です。学生たちは新駅前建設されると言うデッキから国道15号の東側で一旦降り、15号を渡り、さらに坂道を登らなくてはなりません。交通量の増加ともなりかねません。先日の説明会でも多くの意見が噴出していった通り、国道15号を横断する連絡橋を伊皿子坂・桂坂といった要所要所に設置し、安全性と利便性を考慮した計画とすべきです。</p> <p>周辺地域と連携し、計画を見直すようお願い申し上げます。</p>		

表3(1) 事業段開関係区長(港区長)の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要
項目	総論	
<p>環境影響評価書を作成する際は、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現さらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようしていただきたい。</p> <p>また、計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等については、真摯に対応していただきたい。</p>		
項目	工事計画について	
<p>港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱(以下「区要綱」という。)の内容を踏まえ、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めてください。</p>		
<p>解体建物にアスベストが使用されている場合は、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録し、保管してください。また、区要綱や大気汚染防止法等の法令に基づき報告や届出及び飛散防止対策を講ずるとともに、適切な廃棄物処理を行ってください。さらに、周辺住民からの問い合わせがあった場合は、調査方法及び処理方法を丁寧に説明していただきたい。</p>		<p>既存建築物の解体工事の前には、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に基づき、工事の内容について隣接関係住民の皆様へ周知を行い、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めます。</p> <p>解体建物へのアスベスト使用については、アスベスト使用の有無、使用されている場合の含有率、アスベストの種類、施工箇所、量又は面積等について十分な事前調査及び記録、保管を行います。</p> <p>法令に示された「石綿の使用が確認された場合、「大気汚染防止法」に基づき、解体工事の実施前に特定粉じん排出等作業実施届出書、石綿飛散防止方法等計画届出書を提出します。また、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に基づき、解体工事の実施前に隣接関係住民の皆様へ説明します。</p> <p>なお、解体工事にあたっては、「大気汚染防止法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等に基づき、石綿の飛散防止に万全の対策を図るとともに、適切な廃棄物処理を行います。</p>
<p>特定建設作業の届出など、必要な事前届出をするとともに、十分な近隣説明を行っていただきます。</p>		<p>建設作業の実施にあたっては、必要な事前手続きを行うとともに、「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」及び「港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、工事の期間、工事の方法等について十分な近隣説明を行うよう努めます。</p>

表3(2) 事業段階関係区長(港区長)の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要
項目	工事計画について(つづき)	事業者の見解の概要
建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減に努めてください。特に工事施工中における二酸化窒素の増大基準を(日平均値の年間98%値)については、環境基準を上回る予測評価であることから、精緻な施工計画を検討し、排出量の低減、平準化を図る対策を講じてください。	工事の表施に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、騒音、振動、粉じん等による影響低減のため、仮囲いを設置するとともに、工事手順及び工程の検討・調整により建設機械が集中稼働しないように稼働台数を平準化し、建設機械の効率的稼働に努めます。また、作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事の内容等を十分検討します。工事に使用する建設機械は、最新の排出ガス対策型建設機械や低騒音型建設機械の使用、低振動な施工方法及びドリルビットの使用に努め、必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じん飛散対策を講じます。なお、上記の建設機械の稼働に伴う大気汚染及び騒音・振動については、事後調査により確認します。	
工事車両について、騒音、振動、大気汚染など周辺への影響を十分考慮するほか、主な走行ルートである第一京浜(国道15号線)は交通量が大変多く、工事車両の待機や駐車車などにより交通渋滞が発生することが予想されるので、場内での駐車スペースの確保や適切な工事車両運行計画を検討してください。また、今後、施工計画を検討する際には、一部の工事車両の走行ルートとして、周辺の補助第13号(都道415号・高輪麻布線)の通行について、周辺への負担軽減を図る等の対策を講じてください。	工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により周辺環境に配慮するとともに、工事用車両出入口付近等には交通整理員を配置するなど、周辺への影響の低減に努めます。また、工事用車両については、一時的に集中しないよう、工事手順及び工程の検討・調整に努めるとともに、工事用車両の台数の削減検討や工事用車両による交通渋滞対策等を考慮した施工計画を検討します。なお、上記の工事用車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動については、事後調査により確認します。	
本事業は、業務、商業、文化創造施設、教育施設、住宅、ホテル駐車場等の様々な機能が集約される計画であるほか、大規模超高層という点を踏まえ、勤務者や来訪者等のための一時滞在場所や備蓄物資の確保、備蓄倉庫の整備をすることともに、住民に対する配慮も含めた計画としてください。	本事業では地域の防災対応力強化とエネルギーネットワーク構築を目的として、一時滞在施設の整備、一時滞在スペースの確保、各街区で連携した災害支援機能を確認します。また、災害時の電力・熱の確保等により自立・分散型のエネルギーネットワーク構築により、災害時の業務継続性を確保する計画です。なお、住民に対する配慮も引き続き検討します。	

表3(3) 事業段階関係区長(港区長)の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要
項目	交通について	事業者の見解の概要
周辺地域の交通渋滞と放置自転車の解消、二酸化炭素排出削減に寄与するため、敷地内に公共交通(ちいばす)停留所、EVバス充電場所及び自転車シェアリングのサイクルポートの設置を検討してください。	本事業に伴う関連車両の走行ルートは評価書添付の周辺環境について、予測評価を分かり易く記載してください。	本事業に伴う関連車両の走行ルートは評価書添付(6.21~22)に示したとおりであり、関連車両により増加する交通量を含めて車両の走行に伴う大気汚染(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)、騒音・振動を予測評価しています。なお、環境影響評価書の作成にあたっては、記載内容がより分かり易くなるよう努めます。敷地内での公共交通(ちいばす)停留所、EVバス充電場所及び自転車シェアリングのサイクルポートの設置について、今後、関係機関との協議・検討を行います。
敷地周辺、建物沿い及び2階デッキレベルの歩行者の安全が確保されるところにも、敷地内の広場等の利用者が快適に過ごし得るよう、十分な風対策を着実にを行い、できる限りビル風の低減に努めてください。	風環境について	風環境については、評価書案(6.307)に記載した高さ6mの防風植栽の設置を確実に行うとともに、計画建物の外周部及び敷地内等においては積極的に植栽を施すことにより、防風効果を高め、敷地内の広場や周辺の歩道等を通行する歩行者等に対する影響の低減に努めます。
ビル風軽減策の検討にあたっては、防風植栽以外にもフェンスや防風スクリーン、庇なども検討し、さらに工夫してください。	ビル風軽減策について	ビル風軽減策については、防風対策が必要と予測される箇所に防風植栽を設置する以外にも、高層部の足元周りを中心に基礎部となる低層部を設けることによる地上付近への吹き降ろしの影響低減、高層部の一部にの隅切りによる剥離風の影響低減、隣棟間隔の確保により、地表付近の風速上昇の抑制、庇の設置等の建築計画の総合的な検討を行い、風環境の影響に配慮した計画としていきます。今後、詳細な設計を進めながら、さらに工夫をしていきます。
防風植栽については、港区ビル風対策要綱の手続きを踏まえ整備を進めるとともに、適切な植栽の維持管理を行ってください。	防風植栽について	事業の実施に際しては、「港区ビル風対策要綱」の手続きを適切に実施します。防風植栽については、その効果が十分に得られるよう、適切な維持管理を行います。

表3(4) 事業段階関係係区長(港区島)の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要
項目	風環境について(つづき)	
工事期間中の風の測定などについて、近隣住民等からの要望が出た場合は対応するとともに、ビル風の倾情・苦情には、丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてください。	事業の実施に際しては、「東京都環境影響評価師条例」及び「東京都環境影響評価(技術指針)」に基づき、事後調査計画書を提出し、適切な時期に事後調査を実施します。工事の完了後の風環境の事後調査の結果によっては、その原因を考察し、事業の実施が環境に著しい影響を及ぼしていると認められる場合には、環境保全のための措置の強化を検討します。また、工事期間中を含め、計画地周辺の住民及び関係者ならびに区民など皆様からのご意見、ご要望については、真摯に対応いたします。	
項目	温室効果ガスについて	
温室効果ガスの排出抑制については、最大限の対策を講じてください。	本事業では、JR東日本グループの自営電力の使用、地蔵冷暖房システムの利用、高効率機器や高効率照明器具の採用、中央監視設備(BEMS)の採用等により、温室効果ガスの排出抑制に努めます。	
エネルギーを利用する機器については、高効率なものを採用してください。	本事業では、高効率の設備機器やシステムを導入、各種制御技術の採用等により、エネルギーの効率的な利用と熱負荷の低減への取り組みに努めます。	
建物周囲の広場等の被覆については、可能な限り緑地や保水性舗装を設けるほか、ビル風対策とのバランスを図りながら風の通り道を確保する検討など、ヒートアイランド現象にも配慮した計画としてください。	本事業では、建物周辺の広場、歩行者空間、中・低層部屋上、壁面等に、東京都、港区の基準を満たす、約27,700㎡の緑化を確保する計画です。また、保水性舗装を検討します。なお、2街区の建物高さを低く抑え、かつ各計画建築物の高層部の隣棟間隔を確保すること等により、ビル風対策とのバランスを図りながら、風の道を確保する計画です。また、計画地内及び建物上での緑化の推進や、太陽エネルギー等の再生可能エネルギーの利用などの計画を総合的に実施し、ヒートアイランド現象の抑制を目指します。	
みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めてください。	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づく国産木材使用計画書を提出し、港区と協定を締結した自治体から生産される協定木材等を使用することに努めます。	

表4 事業段階関係係区長(品川区島)の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要
項目	環境全般	
工事中及び工事完了後には事後調査をおこない、環境影響評価師の予測と異なる状況が認められた場合には、必ず区に報告するとともに適切かつ迅速に対応を講じてください。	事業の実施に際しては、「東京都環境影響評価師条例」及び「東京都環境影響評価(技術指針)」に基づき、事後調査計画書を提出し、適切な時期に工事の施行、及び工事の完了後において、事後調査を実施します。これにより、品川区内において、調査結果が予測結果と著しく異なる場合には、同区に報告するとともに、適切かつ迅速に対応を講じます。	
項目	電波障害	
電波障害の影響範囲には住居や学校など多くの建物があることから、障害が発生した場合に迅速に対応してください。また、予測範囲外の地点においても、本件が原因で障害が発生した場合は同様に対応してください。	電波障害への対応については、地上躯体が立ち上がる前に、テレビ電波の受信障害に関する住民からの問い合わせに対して、相談受付の窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行います。計画建物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じた適切な受信障害対策を講じます。また、テレビ電波の受信障害が発生すると予測した地域以外においても、計画建物による電波障害が明らかとなった場合には、受信状況に応じた適切な対策を講じます。	
項目	その他	
区内において調査等を実施する際には、当区の所管部門と連携し、事前に十分な住民説明を実施して下さい。計画に変更等が報じた際には、当区の所管部門および企画調整課まで速やかにお知らせ下さい。	本事業を進めるにあたり、品川区内において新たな環境項目の調査等を実施する必要がある場合には、所管部門と連携し、事前に十分な住民説明を実施します。また、今後、計画変更等に伴い、品川区内において新たな影響が生じると予測された場合には、所管部門及び企画調整課に速やかに報告します。	